

## 社会福祉法人笠松町社会福祉協議会理事及び監事の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 社会福祉法人笠松町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第25条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という）の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (報酬)

第2条 役員（会長を除く）が職務を行うために理事会、監査会、評議員会、部会、委員会等（以下「会議等」という。）に出席した場合には、日額3,000円の報酬を支給する。ただし、同日に複数の会議等に出席した時は、重複して支給しない。

2 会長には、月額30,000円の報酬を支給する。ただし、月の途中で辞任又は就任した場合には、報酬を暦日数で除し在任日数を乗じて得た額を支給する。

### (費用弁償)

第3条 役員が、会議等に出席した場合には、本会職員等の旅費に関する規程（以下「旅費規程」という。）に基づき、旅費を支給する。ただし、笠松町内において行われる会議等については、旅費規程第10条に定める車賃は支給しない。

### (報酬等の支給方法)

第4条 報酬の計算期間は月の1日から末日までとし、支給日については、翌月21日とする。ただし、支給日が休日にあたる時は、本会職員給与規程第10条に準じた日とする。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

#### 附 則

1 この規程は、平成29年6月14日より施行する。

2 社会福祉法人笠松町社会福祉協議会し、役員等自費弁償規程は、廃止する。

#### 附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和元年6月17日から施行する。

## 社会福祉法人笠松町社会福祉協議会評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 社会福祉法人笠松町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (報酬)

第2条 評議員が職務を行うために、評議員会、部会、委員会等（以下「会議等」という。）に出席した場合には、日額3,000円の報酬を支給する。ただし、同日に複数の会議等に出席した時は、重複して支給しない。

### (費用弁償)

第3条 評議員が、会議等に出席した場合には、本会職員等の旅費に関する規程（以下「旅費規程」という。）に基づき、旅費を支給する。ただし、笠松町内において行われる会議等については、旅費規程第10条に定める車賃は支給しない。

### (報酬等の支給方法)

第4条 報酬の計算期間は月の1日から末日までとし、支給日については、翌月21日とする。ただし、支給日が休日にあたる場合は、本会職員給与規程第10条に準じた日とする。

- 2 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### 附 則

- 1 この規程は、平成29年6月14日より施行する。